

第6回国立市介護保険運営協議会

平成31年1月18日（金）

【林会長】

それでは、第6回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿って進めてまいります。まず1、議事録の承認についてですが、前回、11月16日に行われました第5回の議事録ですが、何かお気づきの点はございましたでしょうか。山路委員。

【山路委員】

ちょっと1点だけ。細かいところで申しわけないのですが、漢字の間違ひがありましたので、訂正していただければと思います。9ページです。後半部分の私の発言の中で2段落目のところ、「そんなこと言えば」という後ですが、「例えば試算と貯蓄はどうなっているのか」、これ、「試算」は財産のことですので、「資産」です。訂正しておいてください。

【林会長】

はい、わかりました。

ほかにはいかがでしょう。特にないようでしたら、今、山路委員からご指摘のあった点は訂正して、この議事録は承認ということにさせていただきたいと思います。

それでは次に、議題の2ですが、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例について、これは12月の国立市議会に提出され、可決されたということであり、本日は政策経営部市長室の吉田室長にご出席いただいておりますので、その内容についてご説明いただけますでしょうか。

【吉田室長】

改めまして、皆様こんばんは。政策経営部市長室の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。私、普段は市長の秘書、広報、そして今回の人権・平和・男女平等、DV支援等の女性施策の担当課長をしております。

本日は、委員長からお話がありましたが、先の12月議会で可決いたしました、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例につきまして、簡単にその中身、概要をご説明させていただきます。資料のほうは事前配付させていただいております。右上の資料No.16-1と16-2で、条例案の説明と本文が入っているもの、そして本日机上配付させていただいておりますパワーポイントの資料は、表紙が青い、左上をホッチキスどめしておりますが、「誰もが自分らしく暮らすことのできるまちを目指して」というものをそろえさせていただきました。こちらのパワーポイントの資料のほうで、簡単にご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。

まず、スライドの右上、1番ですけれども、条例の概要としましては、人権、多様性、平和に関する国立市の基本的な理念を示すものとして、つくっております。そして、繰り返しますが、平成30年12月の国立市議会がこの条例が可決いたしました。これは全会一致ということで、全ての議員さんにこの条例について賛成いただいたというものでございます。そして平成31年4月から、この条例をスタートさせていくということで、現在、準備を行っているところです。

この条例の内容は、一人一人の多様性を認め合い、ソーシャル・インクルージョンの理念のもとに、不当な差別や暴力のない人権を尊重し、平和なまちづくりを目指すという趣旨で考えております。全国的に見ても、このような人権、多様性、平和というもの

を合わせた条例というのは、今ないということでございます。当市のこの条例が全国に先駆けてということで、今の時点でかなり多くのメディアにも取り上げていただいているところです。

1枚おめくりいただきまして、条例の名称です。繰り返しですが、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」ということで書いています。

人権、多様性、平和というのは、この下に書いておりますけれども、人権というのは皆様が大体のイメージができるものだと思います。また平和ということについても、今回の条例の中には、単に戦争や紛争がない状態というだけでなく、あらゆる人権侵害、暴力がない、私たちの日々の中、日常の連続の中に平和というものが流れているという考えの中で、この平和という言葉を使っております。また多様性につきましては、この条例文の中にも多く示しております。

資料No.16-2の中に条文を書いておりますが、前文で少し長い文章が書いてありまして、1枚おめくりいただきまして、2段落目、「しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした」というふうに書いております。この条例の中では、こういったさまざまな多様性、人のあり方というものに着目して、これだけ数多く列举してございます。これらの問題は、国立市の中でも差別につながりやすい事情として、既に顕在化されているものだと理解しておりますので、あえてこれだけ細かく書いているというところがあります。

この中には、性別だけでなく性的指向、性自認、いわゆる今はLGBTという形でメディアにも多く取り上げられておりますが、国立市でもこの取り組みを進めているところです。被差別部落出身ということでは、国立市の中でもこの部落問題に苦しんでいらっしゃる市民の方も現にいらっしゃいます。こういった地域の実情に合わせる形で、この条例の文章、文言を選んでいくところです。また「その他の経歴」とは何かということですが、ここには刑務所等を出所された方、いわゆる刑余者の方々の人権というものも今後は非常に大きな課題になるだろうというところで、ここに掲げているところです。

では、カラーのパワーポイントの資料にお戻りください。右上3番のスライドです。新条例と既存条例との体系図を示しております。一番左側、緑のところですが、「国立市人権・平和基本条例」と簡略して書いておりますが、今回の条例になります。こちらが基本条例ということで、関連する条例または宣言等の上位的、考え方のもとになるという形で、このような図を示しております。例えば、真ん中の青いところですが、国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例、その下が今年度4月からスタートしています、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例、こういった関連する条例が、この人権・平和基本条例の下にひもづけられる形で考えております。

また黄色のところは宣言ということで、国立市しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言、国立市平和都市宣言、こういったものを関連づけております。

また1枚おめくりください。スライドの4番になります。では、差別の問題というのは、どういったことが国立市に過去にあったのかについて書いております。平成16年、2004年ですが、国立市内のある地域に、大量の差別はがきが届いたという事件です。右側にある、ちょっと文字が見つらなくなっておりますが、こういったはがきが市内に多く、この多摩地域に多く届いたというものです。主に部落に関してのことを取り上げて、非常に誹謗中傷しているはがきになっております。その下は、平成24年、2012年ですが、市内のあるご家庭のドアに、民族差別感情をあらわにした誹謗中傷するビラが

張られたという事件です。

このような事件が起こりまして、国立市の市報を通じて、市としては差別は絶対に許さないんだという市の姿勢を、ここで示しております。この民族的差別のピラが張られてしまった方については、結局、市内から転居されてしまったということで、十分お守りすることができなかったということは、市としても大きな課題だと感じております。

このような、部落の問題または民族的な問題に関する差別というものが、市内でも実際に行われているということも、今回この条例をつくる一つの契機となったところです。

そして、スライド5番ですが、この条例の中では、ソーシャル・インクルージョンという考え方を理念として位置づけております。ソーシャル・インクルージョンとは、何らかの理由で社会から排除された人を、再び社会が包み込むという意味合い、しょうがいを持っている方や貧困、子供、高齢の方や女性、移民など社会的弱者を含む全ての人の、健康で文化的な生活の実現を目的とするというのが、一般的な理念とされております。社会的包摂という言い方に訳されているところです。

1枚おめくりいただきまして、もともとこのソーシャル・インクルージョンの歴史としましては、フランスを初めとしたヨーロッパで提唱された、政策の一つと言われております。ヨーロッパでは移民の増加、また失業率の上昇によりまして、さまざまな福祉政策の充実を図っても社会的な格差、経済的な格差が拡大していったと。そして多くの方がソーシャル・エクスクルージョン、社会的排除の状態から抜け出せないということが社会問題となりました。その対応策として、ソーシャル・インクルージョンというものが提唱されたというふうに言われております。

次のスライド7番ですが、ソーシャル・インクルージョンとダイバーシティの考え方についてです。ダイバーシティというのは多様性という言い方をしますが、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認等、多様な背景を持つ人々が存在している状態であると。一方でソーシャル・インクルージョンは、そのそれぞれの方たち、人と人がともに支え合って生きていくという考え方であるというふうにしております。

1枚おめくりいただきまして、スライド8番ですが、青で丸をしているところが、先ほどのさまざまな人種、部落出身、国籍、性別といった人々の多様なあり方です。ただ、こういった方々がいるというだけでなく、地域の中でお互いがお互いをインクルージョンしていく、互いに地域の中で認め合い、支え合い、ともに暮らしていくということが、このインクルージョンの中では重要であると。ですので、ダイバーシティとインクルージョンを両輪の形で進めていくことで、この人権または多様性を認め合っていく地域に近づいていけるだろうということで、このような考え方もあわせて持っています。

そして、最後にこの条例の特徴を、全部で9点ほど挙げさせていただきました。そこを説明させていただけたらと思います。

まずこの条例は、(1)基本条例として位置づけています。先ほどの名称にもありましたが、基本条例という形で市の関連する条例の中で上位的な考え方、もともになる条例としたいということで、このような名前をつけております。

(2)条例の名称に人権、多様性、平和の考え方を取り入れていると。このような条例というのは、先ほどの繰り返しですが他市には例のない形であると。いわゆる国立市オリジナルのものであり、そしてこれまで国立市内においても、高齢の方またはしょうがいを持つ方が地域の中で当たり前で暮らしている、そういった意味では、既に国立市としては多様性に満ちているまちであると考えられると思います。それをあえて条例という形で、改めて規定をしているというのが、今回の条例になります。

(3)ソーシャル・インクルージョンというものを、条例の理念として明記しており

ます。

(4) 不当な差別及び暴力の禁止ということを書いております。先ほど部落の問題、民族の問題といった事象が市内でも起こりました。こういったことで人権侵害を許さないという市の姿勢を改めて示すために、条例の文章にも載せております。差別を禁止していく、認めないんだということを、しっかり条例の中に入れていくということです。

(5) 市長の使命というものを規定しております。市の条例には、さまざまな市の責務とかそういったものが書いてあるんですが、あえて今回は市長の使命というものを入れているところが特徴です。市長は、将来にわたって代が変わっていくということも当然ながら考えられますが、どんな市長さんにも変わったとしても、人権、多様性、平和というものの考え方は、必ず市長がリーダーシップを図って進めていくんだということを約束するというので、この条例にも市長の使命というものを入れています。

そして、最後のスライド10番をごらんください。

(6) 基本方針の策定をしていきます。今後、この条例に基づきまして、大きな方針というものをつくっていくということで考えております。

(7) 実態調査、いわゆる今の市民の皆さんの人権の意識、または平和の意識というものをしっかりと図っていく、または差別の問題、何か差別に苦しんでいらっしゃる方がいたら、どんなことで苦しんでいらっしゃるのか、そういったことを丁寧に聞き取るための実態調査を図っていく予定であります。

先ほど部落の問題ということをお話ししましたが、やはり今、市民の皆さんに伺っても、もう部落の問題というのは昔の話で、今はないんじゃないか、そういう声を多く聞きます。でもまだまだそういった問題が、実は国立市でもインターネットに、ある特定の地域が部落の地域なんだと書かれているという事象があります。今、インターネットにひとたび載ってしまうと、なかなか個人の力では消すことができないという中で、今後大きな問題になってくるだろうと。また子供たちのいじめの問題も、LINE等SNSの中でのいじめというものも多く聞かれるところがあります。こういったインターネットの対策というものも、先ほどの(6)の基本方針の中でも定めていきたいと考えております。

そして(8)人権救済のための措置ということで、個別の人権救済の事案があった場合、それを解決していく手法について、この条例をもとにしっかり議論していこうということで考えております。市ではオンブズマン制度が平成29年度からスタートしております。ただ、オンブズマン制度は私たち市の職員、あるいは市の制度についての苦情の対応、あと子供の人権については子供オンブズマンが対応していますが、そうではない一般的な人権問題については、今のオンブズマン制度では十分対応し切れていないというところがあります。そういった市民の個々の中の、私人間における人権救済をどうしていくのかということ、今後議論していきたいと考えております。

そして(9)審議会の設置をしていくということで、先ほどのような人権救済のための方策、または基本方針を議論していただくための有識者や当事者、市民の皆様を集めた審議会というものを設置していく予定で、考えております。

いずれにしても、まだ条例はスタートしていない段階です。私どもは4月からのスタートに向けまして、この審議会をどうやってつくっていくか、また基本方針をどのように定めていくか、そういったことを準備しているところです。あわせて、市の職員の人権意識というものも、もっと高めていかないといけないだろうと思っておりますので、市民の皆様、また企業の皆様だけでなく、市役所が人権をしっかりと守っていく、そういう拠点になっていくことも重要だろうと考えております。

今後に向けましても、まだソーシャル・インクルージョンという考え方はなかなか根づいているものではありません、このようなことも含めて、市としても十分に伝えていきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、条例の説明をさせていただきました。ありがとうございました。

【林会長】

吉田室長、どうもありがとうございました。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

次の議題は、介護給付費の実績と認定者数、受給者数のモニタリングについてです。サービス見込み量と給付実績等の状況を把握することが、保険者機能強化推進交付金の交付対象になるということで、10月19日の第4回運協で給付実績を、11月16日の第5回運協では介護認定者数と受給者数のモニタリングをしたところです。その後の最新の状況について、事務局より資料の説明をしていただきます。では、お願いします。

【事務局】

それでは、皆様に郵送でお送りしました資料No.17、ホッチキスどめしている9枚の、「平成30年度サービス別給付費計画額と実績について（11月審査分まで）」という資料をごらんいただきたいと思えます。

10月19日の資料No.12では、そのときの最新データが8月審査分まででしたので、そこまでの表とグラフを出させていただきました。そして今回その後、最新情報として、11月審査分、介護保険のサービス提供は10月分を11月に、国保連合会というところで審査されて、支払いが決定された給付費のデータまでが実際に出ておりますので、そちらのデータを出させていただきました。

前回もご説明させていただきましたが、まずこのグラフですが、真っすぐ横に伸びている数字につきましては、グラフ下にある表の一番左側の計画額、年間の計画額として給付費を千円単位で出させていただいているんですが、そちらを12で割った平均月額ということで、横線を出しています。実際に支払われた給付費は棒グラフであらわしております。

今年度から保険者機能強化推進交付金という、交付金の評価指標として実際の保険給付の状況を報告、公表していくというのが、評価指標の一つになっているものですから、一応年間に2回ほどできるといいということで、今回2回目ということで出させていたいております。

今回、最新情報まで出させていただきましたが、ちょっといつもと違う状況になっているグラフが1つございましたので、そちらだけご説明させていただきます。7ページの右上、夜間対応型訪問介護という、地域密着型サービスの夜間専用の訪問介護サービスです。24時間安心して在宅生活を送れるように、巡回や通報システムによるサービスを行うものですが、今回最新データは、11月審査分がゼロになってございます。どうしてゼロなのか、原因を確認いたしました。本来は10月にサービスが行われたものは11月の審査で支払われるところがございますが、エラーがあったり、何かございますと給付費の支払いがされなくて、次の月になってから審査が通ることがございます。今回も、皆様にお送りさせていただいた後、12月審査分のほうでその分の請求が来るということがわかりましたので、全くなくなったということではございません。そこだけ皆様にお知らせしたいと思います。

次に、資料No.18、当日配付となりました資料のほうに進めさせていただきます。資

料№.17は実際の給付費の支払いについての報告でしたが、資料№.18は認定者数と受給者数ということで、人数の報告をさせていただいております。こちらは、11月の運協のときに資料で出ささせていただいた受給者数は5月サービス分でしたので、今回はその3カ月後になりますので8月のサービス分、認定者数については11月末時点での最新で出させていただきました。

まず1枚目の認定者数ですが、4カ月前との比較で、全体では60人近く認定者数が増えております。内訳としましては、要支援1の方が37名、一番増えておりまして、その次に要介護1の方が18名増、要介護5の方が11名増となっております。それ以外の要介護度については、4カ月前と比較しますとトータルで減になっている状況でございます。要支援1の方がすごく増えているというデータとなっております。

次に、2枚目は8月サービス分のサービス別受給者数の表、3枚目、4枚目はそれをグラフにあらわしたものでございます。11月の運協で出ささせていただいた表とグラフと比較いたしまして、そんなに違いはないというのが、実際のデータを出してみるところでございます。あとは、皆さんに見ていただければと思っております。

報告については以上になります。

【林会長】

はい。ありがとうございました。

ただいま説明していただいた点について、何か質問やご意見はございますでしょうか。北野委員。

【北野委員】

実績報告をしていただいて、ありがとうございます。意見というか感想なんですけれども、介護審査会をやっていると、体の動きが悪くなったり、歩行が不安定になってきて、廊下の段差とかつまずきやすい、転びそうになっちゃうとか、お風呂の浴槽をまたぐのが大変になってきている、というのがあって、それで手すりをつけたいとか、廊下の段差を直したいとかいうことを希望して、介護申請する方がいます。きのうも二、三例あったと思います。

こういう方の資料を読んできると、身の回りのことは結構できるんです、非該当に近いかなという方でも、せつかくフレイルを感じた方なので、少しでもADLを向上させるために要支援1をつけて、そのために手すりとか段差をなくして、使ってほしいなと思って、そういうふうにつけるようにしています。ほかの委員も同じような考えで、そのような形で要支援1をなるべくつけるようにしています。

今回、資料№.17の3枚目、介護予防住宅改修を見ますと、こちらのほうとしては審査して判定して、介護申請をした人が、皆さん本当にこのサービスを使っているのかどうか、非常に不安だったんですね。これを見ますと、毎月コンスタントにあり、年間で53例あります。ほかのサービスから比べると非常に少ないんですけども、フレイルを感じたあたりからこのようなサポートがあって、それで生活が便利になって、転んだりそういったことがない、骨折して寝たきりに行っちゃうようなことをここでとめるということを考えると、このサービスは非常にいいのかなと思いました。

さらに、これが地域で広がっていけばいいのかなと考えています。この会議でも進めています地域で支える方針ですけども、大工さんのOBだとか、DIYと言うんでしょうか、日曜大工が得意な方も、地域の支援コーディネーターの音頭でこういうことが広がっていけば、非常に素晴らしいかなと思いました。

以上、意見です。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それではこの議題はよろしいでしょうか。

そうしますと、次の議題はその他ということになるんですが、事務局からお願いします。

【事務局】

その他でございますが、皆さんご存じでございますけれども、介護保険運営協議会の委員さんの任期につきましては、委嘱期間が3年ということで、ことし3月に切れるわけでございます。市のほうの3月議会の開催等の関係もございまして、今期の任期の間での介護保険運営協議会の全体会はきょうが最後となります。皆さん、3年間長らくご協力いただきまして、ありがとうございました。

そういったこともありまして、私どものほうから感謝のお礼を言わせていただくのと同時に、3年間やっていただいて、中には途中から交代という形で入ってこられて、3年の期間がない方もいらっしゃるんですけれども、介護保険運営協議会の委員さんをやっていただいてということで、一言、二言お言葉をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【林会長】

どういうふうに、どこから。

【石田（啓）委員】

市民委員をさせていただきました、石田です。この3年間、専門の分野を持たない市民という立場で、何か言いたい放題言わせていただきましたけど、私も学ぶことがたくさんありました。ありがとうございました。

【北野委員】

去年から会議に参加させていただいております、北野と申します。最初は何を言うのかかわからないような会議で、言葉から勉強しなきゃいけなかったです。で、的外れなこともかなり言っていて、後で聞くと、ああ、こういうことを言ってたんだなというのが、いまだにあります。

幸いというか、たまたま介護の認定審査会をやっていますので、そちらのほうの視点から見させていただいて、何かそこで意見が言えるかなといつも思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

【小出委員】

市民委員の小出でございます。私も途中から参画したんですけれども、もともと市民活動といいますか、地域で活動していて、高齢者福祉といいますか介護のほうにも興味があったので、ここに市民として参画させていただきました。

運営協議会で議題になる話題については、やはり専門的な高度な知識が、理解するにはそういった知識が必要になるんですけれども、それに対してなかなかキャッチアップできなかったというのはちょっと反省点であります。特にきょうの議題に上がりました給付費等お金の面での議題というのは、介護保険というのが市民の保険料であって税金から成り立っている以上、我々が主体的に考えていかなきゃいけない議題なんですけれども、そこに対してなかなか、何と申しますか、自分の勉強が足りなかったのもありますけれども、深いところまで理解できなかったというのはちょっと反省点であります。

次の期、私がどうするかというのはまだわかりませんが、今後ともこれを機に、こうした介護に関する勉強を深めていきたいなと思っています。それが市民活動のほうに生かしていければと思います。

短い間ではございましたけれども、お世話になりました。ありがとうございました。

【杉山委員】

シルバーハイツという特別養護老人ホームから参加させていただきました、杉山と申します。運営協議会って何っていうところから始まり、あつという間の3年間だったんですけれど、このような貴重な会議に参加させていただいて、本当にありがたかったと思います。

【関戸委員】

弁護士の関戸です。本当にこの会議があって、市民の介護支援という実状についてよく知ることができて、大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

【田村委員】

市民のほうから参加させてもらいました田村です。私は通算すると約6年近くにそろそろなるのかなと思ひまして、この間、全く何も介護保険のこと知らない状況の中で、最初に接して、意味から何から何もわからなくて、市民ですから何もわかりませんので、ということ前置きしながら、言いたいことを大分、ちょっと言い過ぎたかなという思いもあるんですけれども。でも、そろそろ自分がそのサービスを受けるような年齢に、どんどん近づいております。今までこの協議会に出てきて思うことは、やっぱり外から見ると、中から見てみることもとても大事だなと思ひます。1人でも多くの市民が、この協議会に参加できるような形を、形というより参加していただいたほうが、私はいんじゃないかなと、実際に自分が委員をやっておりますと思ひました。

本当にわからなくて、時々いらいらしたり、何だろうと思ったり、腹が立つこともありましたが、でもそれもすごくいい勉強になったなと思ひます。長い間、ありがとうございました。

【中川委員】

施設のほうの代表といひますか、意見を述べさせてもらったんですけれども、国立あおやぎ会で事務長をやっている中川です。いろいろ3年間ありがとうございました。老人保健施設について、市民の方たちがまだ、私たちの説明不足、PR不足もあるかもしれません、市民の方には使い勝手のいい老人保健施設になっていますので、このあたりを市民の人のために、今回の地域医療の計画も見たいんですけれども、施設とはちょっと違うだろうと思ひて見ているんですけれども、やはり連携が大事だと思ひています。その後方の施設として、今後も市民の皆様に、ご期待に添えるような施設運営に努めてまいりたいと思ひます。

今回3年間、いろいろな貴重な市民の方たちの意見を参考にしながら、施設運営をしていますので、今後ともよろしくお願ひします。本当にありがとうございました。

【林（瑞）委員】

くにたち苑の林です。私も施設のほうと、あとは実際にケアマネジャーの居宅のほうというように形で、もう長い間参加させていただいています。3年間いろいろなことがありまして、あとは実際にこの場でいろいろ、国立市のサービスについても議論できたのがよかったかなと思ひます。

ただ、今後私もこれから参加するかどうかはわかりませんが、やはり今、保険料とかサービスもそうなんですけれども、担う人材というところもそろそろ考えていかないと、やはり介護を担う人は厳しい状況にあるので、そういったところも議題に入ってくると、さらにいいかなと思ひます。

以上です。

【星野委員】

社会福祉協議会からまいっています星野です。私は今年度、昨年春からこちらの会

議に参加させていただきまして、お世話になりました。居宅介護支援事業者という立場というふうに伺っておりましたが、その立場から考えるとなかなかお役に立てるような発言ができなかったかなというところは、深く反省をしているところでございます。

また個人的な事情で申し上げますと、前年度、前々年度は市のほうに職員としてお世話になっていたということもありまして、市の別の会議体の事務局なども仕事としてやっていたところです。こういった会議体を回すに当たって、事務局の職員の皆さん、大変ご苦勞なさっているところで、どうもありがとうございました。

また委員の皆様には、何か機会がありましたら、引き続きいろいろとご指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

【山路委員】

どうも山路です。この3年間本当にいろいろお世話になりました。ちょっと言い過ぎたこともあって、申しわけなかったと思っています。

私は社会保障、地域包括ケアに特に関心があって、その研究者の一人としてやっている立場から、いろいろな自治体に実はかかわっていきまして、率直に申し上げて、国立は非常に議論がしやすい自治体だと思います。いろいろな形で学びにくいところや、あるいは足らざるところや、こうやったほうが良いというところは多分いろいろあると思うんですが、私がかかわっている自治体の中では、本当に行政も、市民の方々も、専門職も、特にこういう場でもきちんとした議論ができていくという感じが私はしておりまして、実はできたてのホヤホヤなんですけど、『社会保険新報』という雑誌に、国立と小平、東村山、小金井の4市の比較、先進事例もちょっと書いているんですけども、その比較の中で国立が、結果として最もうまくいっている事例ではないかというふうに書いています。もし興味のある方はごらんいただきたいと思うんですが。

今後とも、外からいろいろな批判したり、面倒くさいからかかわらなかつたり、ということでは、もう地域包括ケアは成り立たないわけです。せつかくこういうご縁で、委員を離れることがあってもぜひその実状を知った立場から、いろいろな建設的な意見を言っていて、力を合わせてやっていかないと、本当に地域はどうなっていくんだろうか、地域包括ケアという格差、地域づくりがますます危機的な状況になるという危機感を私は持っておりまして、私自身も頑張りますので、委員を続けられる方も、続けない方も、お互いに手を携えて一緒にやっていければと思っています。よろしく願いいたします。

【林会長】

林です。この会の会長ということで、随分長くやらせていただけてきていますが、この3年というのは特に地域包括ケアということでいろいろな進展があって、この運協の位置づけといいますか、あるいは他のいろいろな会議体との関係も複雑になってきたなというふうに思っています。そういう中で、ずっとこの20年ぐらいを振り返ってみると、国立市のサイド、高齢者支援課や地域包括支援センターという行政の皆さんは、10年前、20年前に比べてすごく力をつけていらっしゃると感じています。

ただ一方で、課題がどんどん難しくなっていて、広がりを見せているので、それにどう着手していくかという点では、きっと大変な思いをされているんだなと思いました。

この運協に関しては議長をさせていただいて、委員の皆様から非常に活発に発言していただき、とても貴重でして、やりやすかったなと思っています。今後、どういう立場になるか、運協との関係で委員の皆様、私もわかりませんが、国立市の介護保険事業、そしてそれが地域包括ケアという形で広がってきているんですが、これがさらにいい方向に行くように、みんなで応援していくということで、よろしく願いしたいと思います。

す。どうもありがとうございました。

それでは、事務局からほかには。

【事務局】

通常であれば、次回開催等の告知ということになるんですが、先ほど申し上げたとおり、今期の3年間はきょうが締めくくりでございます。また新たに委員になられる方も含めまして、次期メンバーが決まったところで、新しい委員さんにご連絡することになっていくかと思えます。

きょうの議事録は、一応でき上がったからお送りすることは予定しております。最後にまた確認していただければというところでございます。

事務局からは以上でございます。

【林会長】

委員の皆様からその他で何かありましたら。ございませんか。

【事務局】

皆様に議論していただいた地域包括ケア計画の冊子なんですが、大変遅くなってしまって、本日間に合わなかったのが、委員の皆様にご直接お渡しできなかったんですが、もう少しで納品の予定なので、納品されましたら皆様には郵送させていただきます。大変遅くなって申しわけございませんでした。

あと、先ほどの任期満了の関係で、市報の1月5日号に、市民委員さんの募集の記事も出させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

【林会長】

これでよろしいですか。

それではこれで終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—— 20 : 50 終了 ——